

第 3 9 回建設業経理士検定試験

1 級財務諸表試験問題

注 意 事 項

- 1. 解答は、解答用紙に指定された解答欄内に記入してください。解答欄外に記入されているものは採点しません。
- 2. 金額の記入にあたっては、以下のとおりとし、1 ますごとに数字を記入してください。

↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
一	千	百	十	一	千	百	十	一
億	万	万	万	万	の	の	の	の
の	の	の	の	の	位	位	位	位
位	位	位	位	位				

- 3. 解答は、指定したワク内に明瞭に記入してください。判読し難い文字が記入されている場合、その解答欄については採点しません。
- 4. 消費税については、設問で消費税に関する指示がある場合のみ、これを考慮した解答を作成してください。
- 5. 解答用紙には、氏名・受験番号シール貼付欄が2 ヲ所あります。2 ヲ所とも、氏名はカタカナで記入し、受験番号は受験票に付いている受験番号シールを貼ってください。なお、受験番号シールがないときは、自筆で受験番号を記入してください。
(氏名・受験番号が正しく表示されていないと、採点できない場合があります。)

〔第1問〕 資産評価に関する次の問に解答しなさい。各問ともに指定した字数以内で記入すること。 (20点)

問1 資産評価基準としての原価基準を、時価基準との違いを明らかにすることによって説明しなさい。(250字以内)

問2 割引現在価値を説明しなさい。(250字以内)

〔第2問〕 株主持分に関する次の文章の に入れるべき最も適当な用語を下の＜用語群＞の中から選び、その記号（ア～チ）を解答用紙の所定の欄に記入しなさい。 (14点)

出資者持分は、株主・社員などの出資者が企業の資産に対してもっている請求権をいい、資本ともよばれる。株式会社においては、出資者のことを「株主」とよぶところから、これを「株主持分」とよぶことが多かったが、近年では会計制度の上で「 1 」と名づけられている。

企業会計原則では、株主持分を資本金と剰余金に区別するとともに、剰余金を 2 と利益剰余金の2つに分けている。これらのうち、資本金と 2 とを 3 、利益剰余金を 4 ともいう。なお、現行会計制度においては、 2 は資本準備金とその他 2 に、利益剰余金は 5 とその他利益剰余金に区分される。

利益剰余金は、利益処分の結果を受けた、そのような意味での処分済のものであるか否かによって、未処分利益剰余金と処分済利益剰余金の2つに大別される。これらのうち未処分利益剰余金は 6 として、また処分済利益剰余金は、 5 、 7 、税法上の準備金として貸借対照表に計上される。

＜用語群＞

ア 資本剰余金	イ 包括利益	ウ 株式交換剰余金	エ 利益準備金
オ 減資差益	カ 純資産	キ 自己資本	ク 留保利益
コ 任意積立金	サ 株主資本	シ 賞与引当金	ス 会社分割剰余金
セ 払込資本	ソ 減債基金	タ 繰越利益剰余金	チ 他人資本

〔第3問〕 次の各文章（1～5）について、財務会計に関するわが国の基本的な考え方に照らして、全体が正しいと認められるものには「A」、認められないものには「B」を解答用紙の（解答例）にならって記入しなさい。なお、「B」と答えた文章について、文章中の下線①～④のうち1か所について、次ページの＜選択群＞から適切なものを1つ選んで、正しい文章となるように修正しなさい。 (15点)

1. 正規の簿記の原則は、帳簿記録の①網羅性、②検証可能性及び③明瞭性を要請すると同時に、④財務諸表がかかる会計記録に基づいて作成されるべきことを求めたものである。しかし、ここにいう記録の網羅性とは、すべての取引項目を完全に記録することは必ずしも求めてはいない。
2. ①単一性の原則は、財務諸表の利用者が広く社会の各階層に及んでいる事実認識を前提に、財務諸表の形式に関し、②目的適合性、③概観性と④詳細性の調和など、一定の要件を満たすことを要請する規範理念である。
3. 公開会社である株式会社は、その設立時に、定款に定められた発行可能株式総数の①4分の1以上の株式を発行しなければならないが、株式募集のための広告費等、この発行に要した諸経費は②株式交付費として処理し、これは支出時に費用として処理することを原則とするが、繰延資産として会社成立の時から③5年以内のその効果が及ぶ期間にわたって④定額法により償却することが実務上認められている。
4. 保有していた自己株式を売却したが、その際に発生した自己株式の①帳簿価額とそれを上回る売却額との差額については、②その他資本剰余金として③貸借対照表の④純資産の部に計上した。
5. 当期（決算は毎年3月31日）の10月1日に社債（償還期間3年）を発行し、その際に募集広告費等に¥600,000を支出した。これを決算時に、①社債発行費として繰延処理し②定額法で償却することとした。これにより、③決算時に償却費④¥100,000を計上した。

＜選択群＞

ア 真実性	イ 創立費	ウ 減資差益	エ 流動性
オ 時価	カ 秩序性	キ 損益計算書	ク 継続性
コ 定率法	サ 利息法	シ 償還時	ス キャッシュ・フロー計算書
セ 新株予約権発行費	ソ 明瞭性	タ 償却原価	チ 開業費
ト 2分の1	ナ 3分の1	ニ 特別利益	ネ 級数法
ノ 発行時	ハ 合併差益	フ 3年	ヘ 4年
ホ ￥200,000	ム ￥50,000	モ 固定資産	ヤ 確実性

〔第4問〕 次の＜資料＞に基づき、下の問に解答しなさい。(15点)

＜資料＞

20×6年3月31日（P株式会社及びS株式会社の決算日）にP株式会社は、S株式会社の発行済株式の75％を33,750千円で取得し、S株式会社を子会社とした。同日における両社の決算整理後の貸借対照表は、次のとおりである。なお、支配獲得時におけるS株式会社の諸資産の時価は103,000千円であり、諸負債の時価は59,600千円である。

貸借対照表			
P株式会社		20×6年3月31日現在	
		(単位：千円)	
S社株式	33,750	諸負債	78,000
その他諸資産	152,250	資本金	75,000
		利益剰余金	33,000
	186,000		186,000

貸借対照表			
S株式会社		20×6年3月31日現在	
		(単位：千円)	
諸資産	99,500	諸負債	58,000
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,500
	99,500		99,500

- 問1 全面時価評価法による場合に認識すべき評価差額の金額を計算しなさい。
- 問2 連結財務諸表に計上される非支配株主持分の金額を計算しなさい。
- 問3 連結財務諸表に計上されるのれんの金額を計算しなさい。

〔第5問〕 次の＜決算整理事項等＞に基づき、解答用紙に示されているX建設株式会社の当会計年度（20×6年4月1日～20×7年3月31日）に係る精算表を完成しなさい。

ただし、計算過程で端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てること。なお、整理の過程で新たに生じる勘定科目で、精算表上に指定されている科目は、そこに記入すること。（36点）

＜決算整理事項等＞

1. 機械装置（同一機種で3台）は、20×3年4月1日に取得し、同日より使用を開始したものであり、取得した時点での条件は次のとおりである。

取得原価 270,000千円 耐用年数 10年 残存価額 ゼロ 減価償却方法 定額法

しかし、これらの機械装置のうち1台が決算日に水没し、今後使用できないことが判明したために廃棄処分する。さらに、残りの2台の機械装置について期末に減損の兆候が見られたため、割引前のキャッシュ・フローの総額を見積もったところ102,000千円であった。また、割引後のキャッシュ・フローの総額は92,100千円と算定され、これは正味売却価額よりも大きかった。

なお、減価償却費は未成工事支出金に、廃棄処分に伴い発生する損失は固定資産除却損に、減損による損失は減損損失にそれぞれ計上すること。

2. 投資有価証券は当期首に額面100円につき98.5円で購入したB社社債（額面金額：80,000千円、年利：3.0％、利払日：毎年9月と3月の末日、償還期日：20×9年3月31日）である。ただし、額面金額と取得価額との差額は金利の調整と認められる。この社債は其他有価証券に分類されており、期末の時価は78,900千円である。償却原価法（定額法）を適用するとともに評価替えを行う。また、其他有価証券評価差額金については、実効税率を30％として税効果会計を適用する。

3. 長期貸付金のうち30,400千円は、1ドル＝152.00円の時に貸し付けたものである。期末時点の為替レートは1ドル＝158.30円である。

4. 退職給付引当金への当期繰入額は12,678千円であり、このうち10,953千円は工事原価、1,725千円は販売費及び一般管理費である。なお、現場作業員の退職給付引当金については、月次原価計算で月額920千円の予定計算を実施しており、20×7年3月までの毎月の予定額は、未成工事支出金の借方と退職給付引当金の貸方にすでに計上されている。この予定計上額と実際発生額との差額は未成工事支出金に加減する。

5. 期末時点で施工中の工事は次の工事だけであり、収益認識には原価比例法による工事進行基準を適用している。工事期間は4年（20×4年4月1日～20×8年3月31日）、当初契約時の工事収益総額は840,000千円、工事原価総額の見積額は600,000千円で、前受金として着手前に250,000千円、第2期末に150,000千円をそれぞれ受領している。

当期末までの工事原価発生額は、第1期が108,000千円、第2期が156,000千円、第3期（当期）が291,000千円であった。資材価格と人件費の高騰により、第3期首（当期首）に工事原価総額の見積りを750,000千円に変更するとともに、交渉により、請負工事代金総額を940,000千円とすることが認められた。

6. 電子記録債権の期末残高に対して3.0％、完成工事未収入金の期末残高に対して2.0％の貸倒引当金をそれぞれ設定する（差額補充法）。このうち3,500千円については税務上損金算入が認められないため、実効税率を30％として税効果会計を適用する。

7. 当期の完成工事高に対して0.5％の完成工事補償引当金を設定する（差額補充法）。

8. 法人税、住民税及び事業税と未払法人税等を計上する。なお、実効税率は30％とする。

9. 税効果を考慮した上で、当期純損益を計上する。